

公益財団法人日本ソフトボール協会 倫理・コンプライアンス委員会規程

第1条（目 的）

当規程は、公益財団法人日本ソフトボール協会（以下、「当法人」という）定款第9章に定める専門委員会について、専門委員会規程第8条及び倫理規程第12条に基づき設置された倫理・コンプライアンス委員会（以下、「委員会」という）の運営に必要な事項を定める。

第2条（所管事項）

委員会は、次の事項を所管する。

- （1）倫理規程等の整備に関すること
- （2）法令等の遵守及び社会規範意識の啓発活動及び処分に関すること
- （3）コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検
- （4）その他、委員会の目的を達成するために必要なこと

第3条（委 員）

委員会に、次の委員を置く。

- （1）委員長 1名
- （2）委 員 若干名

2 委員長及び委員は、理事又は学識経験者より選任し、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

第4条（任 期）

委員の任期は、委嘱の日から開始し、当法人理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

第5条（委員会）

委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 3 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
- 4 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 5 当規程に定めるものの他、委員会の目的を達成するために必要な事項は、委員会の決議を経て定める。

第6条（改 廃）

当規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

当規程は、平成26年11月23日から施行する。

改訂履歴

	一部改正
令和4年5月19日	当規程の名称及び第1条における委員会名を「公益財団法人日本ソフトボール協会倫理・コンプライアンス委員会」に変更並びに当規程第2条について条文の追加